

摘要欄の用語説明

(1) 廃置分合

地方自治法第7条第7項の規定に基づく総務省告示（市町村の廃置分合）。

地方自治法第252条の20第1項の規定に基づき設置される区等について、当該市区の設置等に関する条例（行政区の設置）。

指定都市の行政区の廃置分合に関する当該市条例（行政区の廃置分合）。

(2) 市制施行・町制施行

地方自治法第8条第3項の規定に基づく総務省告示（村を町とする、又は町村を市とする処分）。

(3) 名称変更

地方自治法第3条第7項の規定に基づく総務省告示（市町村の名称変更）。

(4) 境界確定

地方自治法第9条第6項の規定に基づく総務省告示（市町村の境界の確定）。

地方自治法第9条の2第6項の規定に基づく総務省告示（市町村の境界の決定）。

(5) 境界変更

地方自治法第7条第7項の規定に基づく総務省告示（市町村の境界変更）。

(6) 埋立等

地方自治法第9条の5第2項の規定に基づく都道府県告示、及び同法第252条の17の2第1項の規定に基づく市町村長の告示（新たに生じた土地）。

(7) 未所屬地編入

地方自治法第7条の2第3項の規定に基づく総務省告示（未所屬地域を市町村の区域に編入する処分）。

(8) 境界画定

関係市区町村長からの申請に基づき、地形図に表示されていなかった市区町村の境界が、調査対象期間内に新たに表示されたもの（上記(4)を除く）。

(9) 境界修正

関係市区町村長からの申請に基づき、地形図に表示されている市区町村の境界の一部が、調査対象期間内に修正されたもの（上記(5)を除く）。

(10) 地形図改測

新たな測量により作成された地形図が、当該調査対象期間内に刊行されたもの。

(11) 改正

都道府県告示等の告示内容が、後日改正されたもの。

(12) 訂正

以前に公表した内容を、今回訂正したもの。